

軽油引取税

納める人 特約業者又は元売業者から軽油の引取りをした人（この税金は、軽油代金に含まれていますので、最終的には軽油の消費者が負担することになります。）
 また、販売業者などが、自動車の燃料として灯油などを販売した場合や軽油を輸入した場合には、その販売又は輸入した人

納める額 1キロリットルにつき.....32,100円

免 税 自動車の燃料以外で農業用、林業用などの法律で定める特定の用途に軽油を使用する場合は、県税事務所に申請して免税証の交付を受け、これと引き換えに軽油を購入したときに限り免税となります。

申告と納税 特約業者又は元売業者が軽油の納入地所在の都道府県（栃木県は栃木県税事務所）に毎月末日までに前月分をまとめて申告し、納めることになっています。
 また、灯油などを自動車の燃料として販売した人も同様に申告し、納めることになっています。
 なお、軽油を輸入する人は、輸入の許可の時までに、その都度申告して納めることになっています。

製造等の承認 次のような場合には、知事の承認が必要になります。

- 軽油に灯油や重油などを混和するとき。
- 灯油と重油を混和することなどによって軽油を製造するとき。
- 灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡するとき。
- 灯油や重油などを自動車の燃料として消費するとき。

不正軽油に関する主な罰則

軽油引取税を脱税した場合	懲役10年以下 罰金1,000万円以下
製造等の承認を受けずに軽油を作ったり、軽油に灯油などを混和した場合	懲役10年以下 罰金1,000万円以下(法人重科)3億円以下
不正軽油を製造するための原料や薬品、施設などを提供した場合	懲役7年以下 罰金700万円以下(法人重科)2億円以下
不正軽油を運搬、保管、取得した場合	懲役3年以下 罰金300万円以下(法人重科)1億円以下

不正軽油撲滅！

不正軽油は、主に税金が課税されていない灯油や重油を、軽油等と不正に混ぜて製造し、「軽油」と偽って販売又は使用されるため、軽油引取税が納められていません。

こうした不正軽油の製造、販売、使用は、脱税行為であるばかりでなく、ディーゼル車の排ガス中の有害物質を増加させる等、環境に悪い影響を与えるものです。

県では、不正軽油撲滅のため、事業所等に対する調査や県内幹線道路等での自動車の燃料抜取調査を実施しています。調査への御協力をお願いします。

- 不正軽油であると知りながら購入すると、地方税法違反で処罰されることがあります。購入する際には、出荷元を確認するなど十分注意してください。

不正軽油110番

県と関係団体で構成される不正軽油撲滅推進協議会では、不正軽油の撲滅に取り組んでいます。不正軽油に関する情報を「不正軽油110番」にお寄せください。

不正軽油110番

☎ **0282-23-3862**

FAX 0282-23-3879

栃木県税事務所（軽油引取税調査担当）

栃木県不正軽油撲滅推進協議会

栃木県石油商業組合、(一社) 栃木県トラック協会、(一社) 栃木県バス協会
栃木県砕石工業協同組合、(一社) 栃木県建設業協会
国土交通省関東運輸局栃木運輸支局、栃木県、栃木県警察本部